

令和 2 年 3 月 26 日

海事局安全政策課

ジェットfoil水中浮遊物衝突事故に関する 運輸安全委員会勧告を受けて、更なる取り組みを行います

海事局は、運輸安全委員会からの勧告を受け、旅客の安全を確保するため、ジェットfoilの運航者に指導文書を発出するなどの取り組みを実施します。

- 本日、運輸安全委員会が、平成 31 年 3 月 9 日、新潟県佐渡市姫埼東方沖においてジェットfoil(船名：ぎんが)が水中浮遊物と衝突し、腰椎骨折等の重傷者 55 名を含む乗船者 109 人が負傷した船舶事故に関する調査報告書を公表し、国土交通大臣(海事局)に対して、衝突事故が発生した場合における被害の軽減のため勧告を行いました。
- 同勧告を受け、海事局は、ジェットfoilの旅客の安全を確保するため、以下の対応を行って参ります。

1. 勧告内容

運航者等に対し、翼走中に水中浮遊物等と衝突した場合においても負傷を負うことを最大限防止するための予防策を講じるとともに、事故後の救助を円滑に実施するための対応策を実施するよう指導すること。

2. 海事局における対応

海事局では、今回の勧告を踏まえ、以下の取り組みを行って参ります。

- (1) 本日、地方運輸局を通じて、ジェットfoil運航者等に対し、以下の取組に関する指導文書を発出
 - ・ 衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションの備え付け等
 - ・ 高齢者を衝撃が小さな座席(前部座席等)に誘導
 - ・ 座席背面への緩衝材の取り付け等
 - ・ 多数の負傷者が生じた場合の対応要領のとりまとめ、定期的な訓練の実施
- (2) 6 月下旬、ジェットfoilの運航者等に対し、対応策の進捗状況を確認



<問い合わせ先> TEL 03-5253-8111 (代表)

03-5253-8631 (直通)

FAX 03-5253-1642

海事局安全政策課 植村、木内、迫、吉田

(内線 43-561、43-551、43-533、43-555)